

バリアフリー情報の「公表」の考え方等

要件1から要件3までの全てを満たす場合は「情報公表を実施している」、いずれかを満たさない場合は「情報公表を実施していない」でご回答ください。

要件1 バリアフリー情報の公表方法が次のいずれかである

- ・施設のホームページへの掲載(インターネットを用いる方法)
- ・パンフレット等への掲載
- ・その他知事が適当と認める方法(AI チャットボット等)

要件2 バリアフリー情報の表示方法が次のいずれかである

- ・ピクトサイン
- ・文字等

【ピクトサインによる情報表示の例】

駐車場	敷地内 通路 (建物前)	主な外部 出入口	トイレ	誘導案内	昇降設備	観客席	客室	乳幼児 コーナー	その他

※ピクトサイン(画像)には、代替テキストを設定することが望ましい

【文字等による情報表示の例】

南側出入口は階段のみ、北側出入口は平坦となっております。

- ・バリアフリー設備完備の共用トイレは5階と10階にございます。
- ・車椅子使用者利用客室及び音声案内付客室は館内にそれぞれ2部屋、ユニバーサルデザインに配慮した一般客室は10部屋ご利用しております。空室状況、室内設備の詳細等につきましては、お電話またはFAXにてお問い合わせください。
- ・乳幼児のお子様用にベビーベッドを無料でお貸ししております。ご利用の際は、フロントへお申し出ください。

要件3 以下の全ての項目のバリアフリー情報を公表している(未整備箇所についても、整備していない旨を公表する)

- ①主要な出入口の戸の形式 ②EV の有無、車椅子使用者の利用の可否
 ③車椅子使用者利用便房の有無、オストメイト設備の有無
 ④授乳室等の有無 ⑤通路上の段差の有無、スロープの有無、点字ブロックの有無
 ⑥駐車場の有無、車椅子用区画の有無 ⑦案内所等の有無、視覚障害者向け案内設備の有無
 ⑧(ホテル等のみ)車椅子使用者利用客室の有無
 ⑨(劇場等のみ)車椅子用観覧スペースの有無、集団補聴設備の有無

※既に情報の公表を行っており、上記の内容を満たしている場合は、お使いの表示形式、図記号をそのまま使用していただいて支障ありません。

※上記による公表が困難な場合においても、電話応対などにより利用者の個別の状況に応じた情報提供が可能となる管理運営をお願いします(例:職員対応マニュアルの整備や定期的な研修実施)。

バリアフリー情報の「公表」の考え方等

<参考資料>

- ・障害をお持ちの方に配慮したホームページ作成に参考となる資料(デジタル庁)
ウェブアクセシビリティ導入ガイドブック
<https://www.digital.go.jp/resources/introduction-to-web-accessibility-guidebook>



- ・改正障害者差別解消法(R6.4施行)により民間事業者に義務付けられた合理的配慮に関する資料
障害者の差別解消に向けた理解促進ポータルサイト(内閣府)
<https://shougaisha-sabetsukaishou.go.jp/>



- ・ベビーカーマークについてのお知らせ(国土交通省)



- ・「聞こえ」の配慮はできていますか？(兵庫県聴力言語障害者連合会)

